

宮城学院教職員礼拝（2015年7月22日）

（『宮城学院教職員礼拝説教集』2015年度第62号収録）

震災の記憶と祈りの場

学長 平 川 新

今月7月1日に南三陸町の佐藤仁町長が、津波で破壊された同町の防災対策庁舎を県有化することに同意する旨を発表しました。大きく報道されましたのでご存じの方も少なくないと思います。

とはいえ、防災対策庁舎を県有化するとはどういうことなのでしょう。このような経緯になったことに、私自身も多少なりとも関係してきましたので、その経緯と意味について、少し皆さんにご説明をさせていただき、震災の記憶をどう伝えていけばよいか、また被災者の鎮魂ということについて考えてみたいと思っております。

震災直後から沿岸地帯では、ガレキの処理が驚くほどの早さで進んでいました。ガレキを片付けることが復旧の第一歩ですが、一方では、被災したものの全てがきれいに片付けられてしまうと、震災の痕跡もなくなってしまうのではないかと考えるようになりました。

震災のあった2011年、私は東北大学におりましたので、NPOや研究室の人たちと一緒に文化財や古文書のレスキュー、そして大学としての震災対応に走り回っておりましたが、それに加えて震災遺構を保存するという、新しい課題にも取り組むことになりました。

災害の現場に、災害の痕跡を残す遺構があると、災害のリアリティを実感できる。災害の現実を知らない人たちも、それを見ることによって現場を追体験することができる。それが教訓の伝承になり、災害への備えや心構えにつながっていく。そしてなによりも、そこを鎮魂の場とすることができるのではないかと。

こうした考え方を柱にして、2011年末ころから有志の人たちと、3.11震災伝承研究会というグループを立ち上げ、震災遺構となりうる被災建造物の調査に取りかかりました。この研究会には、宮城県庁の課長クラスや、マスコミの人たち、東北大学や東北学院大学、東北工業大学、宮城大学の人たちが集まりました。

そうやって震災遺構の候補となり得る物件を持ち寄り、震災遺構とはなんぞや、といった定義などの検討も進め、2012年7月に「震災遺構の保存について」というアピールを記者発表しました。ここでは宮城県内の46件の対象を遺構候補としてあげています。3.11震災伝承研究会のHPに掲載しておりますのでご覧ください。

もちろん私たちは、こうしたアピール文を出すだけで、保存が進むほど現実には甘くないということを認識していました。被災地自治体では、目の前の復旧作業に精一杯で震災遺構どころの話ではない、保存費用もまったく捻出できない、という状況でした。当然のことでした。ただ震災遺構という新しい問題があるという認識は、このアピールによって社会一般に、かなり浸透することになったと思います。

遺構を保存するにはなによりも経費を確保することが大問題でした。そこでまずは保存経費を国が手当してくれるよう働きかけました。震災当時は民主党政権でしたので地元出身の復興政務官に要請しました。とても無理だというのがその時の返事でした。そこで宮城県に動いてもらうしかないということで村井知事に面会をして、震災遺構を保存するために力を貸してほしい、県が地元自治体と国との間をとりもってほしいと要請しました。村井知事はその趣旨をよく理解してくださり、しばらく時間がほしいということでした。

その年 2012 年 12 月、総選挙の結果、自民党に政権交代しましたので、新しく着任した宮城県担当の復興副大臣にも、震災遺構の保存について改めて要請しました。もちろんすぐに、わかった、という話にはなりませんでしたが、大事な話だ、検討してみるという返事をいただきました。

そして 2013 年 9 月、南三陸町の佐藤町長が冒頭に紹介した防災対策庁舎の解体を正式表明しました。翌 10 月に町長選挙を控えておりましたので、保存か解体かを選挙の争点にはしたくないという判断だったと思います。逆にいえば、この段階では、保存か解体かが選挙の争点になりかねないほどの大きな問題になっていたということだと思います。

震災遺構の問題は、この南三陸町だけではなく、いくつもの自治体で次第に重要案件になってきておりました。気仙沼の陸地に乗り上げた「共徳丸」という巻き網漁船について、保存か解体かが地元で議論されていたことは報道されておりましたので、ご記憶にあるのではないかと思います。震災伝承研究会でも、「共徳丸」は残してほしい遺構の候補にあげておりました。気仙沼市長も残してほしいと言っておりましたが、残念ながら船主さんの判断により解体されました。2013 年 9 月のことです。

こうした状況のなかで村井知事が同年 9 月末に、震災遺構の保存に前向きな姿勢を示しました。そして村井知事から、震災遺構有識者会議を立ち上げるので座長になってほしいという依頼が来たのは 10 月のことでした。村井知事は、震災遺構有識者会議を立ち上げるにあたって、佐藤町長に、有識者会議の結論が出るまで、防災対策庁舎の解体は凍結してほしいと要請したのです。

さらに事態の展開は続きます。11 月中旬、根元復興大臣が震災遺構の保存に要する初期費用を国が負担するという方針を発表しました。「とても無理」と言っていたことからの大転換でした。こうした動きをみると、村井知事が相当強く国に働きかけたのではないかと思います。

ところで、12 月 18 日に第 1 回の有識者会議が開催され、1 年をかけて 7 回の会議を開き、各地に残された震災遺構の調査と学術的価値について検討を進めました。そして県内の 9 候補を対象に、

- ①魂の場としての性格をもっているか
- ②津波の破壊力を示しているか
- ③その遺構からどのような教訓を導きだすことができるか
- ④震災遺構としての発信力があるか

などの観点から評価をしました。

その結果、2014年12月、有識者会議は、候補とした「9遺構ともに遺構として残すべき価値がある」という判断をしました。なかでも南三陸町防災対策庁舎については、「もっとも保存すべき価値がある」という総合評価をしました。

とはいえ、実際の被災地は解体か保存かをめぐって二分されていました。また「保存すべき価値がある」というのはあくまで学術的評価であって、保存するか解体するかの判断は地元ですべきだということから、地元ではもう少し時間をかけて検討することが望ましい、という付帯意見を付けて答申をしました。

もう少し時間をかけてという意見を付けたのは、じつは広島原爆ドームのことが念頭にありました。あの原爆ドームも地元では解体と保存をめぐって長年議論が続き、保存が決定したのは被爆してから20年後のことだったのです。

これにならって、防災対策庁舎も、さまざまな観点から時間をかけて検討してほしいという提案をしました。そこで村井知事は、この検討の時間を確保するために、被災から20年間、正確に言えばこれから16年間は現状のまま県が管理し、16年たったら地元に戻すので、そのときに存否を判断してほしいという提案を南三陸町にしたのです。

これをうけて佐藤町長は今年4月に南三陸町民にパブリックコメントを求め、アンケートをした結果、保存賛成が6割を越えました。この結果をうけて町長は7月1日、防災対策庁舎の県有化を受け入れるという発表をされたのでした。冒頭に申し上げた同庁舎の県有化という、ややわかりにくい動きは、このような流れのなかで生み出されてきたのであります。

この方針を表明したあと、佐藤町長は私のところを訪ねてこられて、賛否の意見に挟まれて、とてもつらかったとっておられました。保存を望む人の意見も、解体を望む人の意見も、いずれも正しいので判断に迷ったということでした。最終的にはアンケートの結果に従ったということでしたが、その悩み苦しみのほどは推測するにあまりありません。佐藤町長は、特に若い人たちに判断してほしいと言っておられました。

広島原爆ドームは現在、核廃絶を願う世界の人びとの祈りの場となっています。津波被災地に残る震災遺構はいずれも、津波の凄惨さと、災害に備えることの大切さを、そこに立つ人たちに訴える力をもっています。震災遺構は、今という同時代にも、そして将来に向けても、3.11の記憶を呼び覚まし共有化させることが可能なモニュメントであると考えております。

こうした結果をうけて私が思うのは、この防災対策庁舎の場を、ご遺族の方々とともに犠牲者の霊を悼む鎮魂の場とさせてほしいということでもあります。保存にかかわってきた一人として、災害の教訓を伝え、祈りを捧げる「世界の聖地」として、将来に伝えていくことができると期待しております。